

## 盛土条例及び施行規則の改正案に関する県の考え方

- 1 規制の対象、内容に関すること・・・P 1、2
- 2 手続に関すること・・・P 3
- 3 水質、土壌の調査に関すること・・・P 4
- 4 現行の盛土条例の許可に関すること・・・P 5

※ 改正後の盛土条例を「盛土環境条例」と表現しています。

### 1 規制の対象、内容に関すること

Q 1 - 1 規制の対象となる盛土等はどのようなものか。

A 盛土環境条例では、規制の対象を以下のとおりとする予定です。

ア 盛土規制法の対象となる盛土、堆積

イ 埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋立てを除く）

（ア、イのいずれも、1,000 m<sup>2</sup>以上のもの）

Q 1 - 2 平坦な場所での盛土への規制はどうなるのか。

A 盛土環境条例の対象は、盛土規制法の対象と同様の考え方になります。

盛土規制法の対象となる平坦な場所での盛土については、盛土環境条例においても対象となります。

Q 1 - 3 営農行為にも規制はかかるのか。

A 盛土環境条例の対象は、盛土規制法の対象と同様の考え方になります。

盛土規制法の対象とならない営農行為については、盛土環境条例においても対象とはなりません。

Q 1 - 4 開発型盛土とはどのようなものか。

A 宅地造成、工場用地の造成など、都市計画法第 4 条第 12 項の定義に該当するものを「開発型盛土」として扱うことを検討しています。

Q 1 - 5 処分型盛土とはどのようなものか。

A 開発型盛土、一時堆積に該当しない盛土等を「処分型盛土」とすることを検討しています。

Q 1 - 6 開発型盛土と処分型盛土をどのように区分するのか。

A 盛土環境条例に基づき提出される届出書の内容や、届出の内容と土砂の搬入前に提出される報告書の内容の確認などによって、区分することを検討しています。

## 2 手続に関すること

Q 2 - 1 地域住民への説明会は必須となるのか。

A 盛土環境条例の周知の方法は、盛土規制法と同様とします。

このため、法で説明会等による周知が実施される盛土等については、周知は不要とします。

盛土規制法の対象とならない「埋立て」については、説明会や回覧などによる周知を行ってもらうことを検討しています。

Q 2 - 2 土地所有者の同意は必須となるのか。

A 盛土環境条例における同意の扱いは、盛土規制法と同様とします。

このため、法で土地所有者等の同意の取得が行われる盛土等については、同意書の添付は不要とします。

盛土規制法の対象とならない「埋立て」については、取得した同意書等を届出書に添付してもらうことを検討しています。

### 3 水質、土壌の調査に関すること

Q 3-1 分析調査の項目数は減らさないのか。

A 盛土環境条例は、盛土条例における環境の規制の枠組みは維持した上で、必要な合理化を図ることから、項目数を減らすことは考えていません。

Q 3-2 ダイオキシン類の分析調査を除外できないか。

A 盛土環境条例は、盛土条例における環境の規制の枠組みは維持した上で、必要な合理化を図ることから、ダイオキシン類を除外することは考えていません。

Q 3-3 土砂の現地流用の場合は分析調査は不要ではないか。

A 土砂を切土、盛土により現地で流用する場合には、汚染の拡散のおそれがないため、盛土環境条例の届出は不要とします。

Q 3-4 工事に伴う一時堆積は分析調査が必要となるのか。

A 盛土規制法において許可不要とされる工事に伴う一時堆積は、盛土環境条例においても届出は不要とします。

Q 3-5 スtockヤードは分析調査が必要となるのか。

A スtockヤードは、土砂の移動の過程段階であり、最終的な利用先や処分先において盛土等が行われる際に汚染のおそれのないことが確認されるため、二重に分析調査の実施を求めることを避けることとしました。

ただし、これまでどおり、Stockヤードの土砂を利用する者からは、汚染のないことの証明を求められることがあります。

#### 4 現行の盛土条例の許可に関すること

Q 4 - 1 既に許可を受けている盛土等の扱いはどのようになるのか。

A 盛土規制法の運用開始を予定している令和7年5月26日より前に許可を受け、着手している盛土等については、災害の防止の規定については、これまでどおり現行の盛土条例の規定を適用し、生活環境の保全の規定については、盛土環境条例の規定を適用することを考えています。

この場合、盛土規制法については、届出が必要となります。

Q 4 - 2 盛土条例の許可が間に合わなかった場合はどのようにすればよいのか。

A 令和7年5月26日までに盛土条例の申請がされていれば、盛土環境条例の届出があったものとみなし、改めて届出の提出は不要です。

申請がされていない場合には、盛土環境条例の届出を提出してもらう必要があります。